

I 測定の概要

1 測定期間

平成20年10月～平成21年3月

2 測定機関

国土交通省，茨城県，水戸市，つくば市，ひたちなか市，筑西市

3 測定地点

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため，県下92地点（37市町村）において地下水質の測定を実施した。

測定項目別測定地点数，市町村別測定地点数及び測定点の位置は表1，表2及び別図の通りである。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において有害物質等が検出された地点の周辺における地下水質の状況を把握した。

(3) 定期モニタリング調査

平成元年から19年度の調査において，ひ素，トリクロロエチレン等が環境基準を超過した井戸について，水質の経年的な推移を把握するためにモニタリング調査を実施した。

4 測定項目

(1) 概況調査

- | | | |
|--------------------|---------------------|--------------------|
| 1) カドミウム | 2) 全シアン | 3) 鉛 |
| 4) 六価クロム | 5) 砒素 | 6) 総水銀 |
| 7) ジクロロメタン | 8) 四塩化炭素 | 9) 1,2-ジクロロエタン |
| 10) 1,1-ジクロロエチレン | 11) シス-1,2-ジクロロエチレン | 12) 1,1,1-トリクロロエタン |
| 13) 1,1,2-トリクロロエタン | 14) トリクロロエチレン | 15) テトラクロロエチレン |
| 16) 1,3-ジクロロプロペン | 17) チウラム | 18) シマジン |
| 19) チオベンカルブ | 20) ベンゼン | 21) セレン |
| 22) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 23) ふっ素 | 24) ほう素 |

(2) 汚染井戸周辺地区調査

検出された有害物質等の測定を行った。なお，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレンが検出された地区においては，テトラクロロエチレン，1,1-ジクロロエチレン，シス-1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレンの4物質の測定を行った。

(3) 定期モニタリング調査

鉛，ひ素，四塩化炭素，1,1-ジクロロエチレン，シス-1,2-ジクロロエチレン，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，1,1,1-トリクロロエタン，セレン，硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素，並びにふっ素の測定を行った。

5 測定方法

水質汚濁防止施行規則第6条の2の規定に基づき環境庁長官が定める検定方法（平成元年環境庁告示第39号）による。

II 測定結果の概要

1 概況調査

県内92地点92井戸で調査した結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が7井戸で環境基準を超過した。

この他、鉛、テトラクロロエチレンといった物質が検出された。

概 況 調 査 結 果

測定項目	調査井戸数	検出井戸数	環境基準		環境基準値 (mg/l)	検出下限値 (mg/l)
			うち環境基準 超過井戸数	環境基準超過 地点測定値 (mg/l)		
カドミウム	92	0	0		0.01 以下	0.001
全シアン	92	0	0		検出されないこと	0.1
鉛	92	2	0		0.01 以下	0.005
六価クロム	92	0	0		0.05 以下	0.005
ヒ素	92	0	0		0.01 以下	0.005
総水銀	92	0	0		0.0005 以下	0.0005
ジクロロメタン	92	0	0		0.02 以下	0.002
四塩化炭素	92	0	0		0.002 以下	0.0002
1,2-ジクロロエタン	92	0	0		0.004 以下	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	92	0	0		0.02 以下	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	92	0	0		0.04 以下	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	92	0	0		1 以下	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	92	0	0		0.006 以下	0.0006
トリクロロエチレン	92	0	0		0.03 以下	0.002
テトラクロロエチレン	92	2	0		0.01 以下	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	22	0	0		0.002 以下	0.0002
チウラム	22	0	0		0.006 以下	0.0006
シマジン	22	0	0		0.003 以下	0.0003
チオベンカルブ	22	0	0		0.02 以下	0.002
ベンゼン	92	0	0		0.01 以下	0.001
セレン	6	0	0		0.01 以下	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	92	85	7	11~31	10 以下	0.02
ふっ素	92	3	0		0.8 以下	0.08
ほう素	92	2	0		1 以下	0.1

(注) 環境基準：環境基本法第16条の規定に基づき、平成9年3月に設定された。生涯にわたる飲用に際しても人の健康に影響をおよぼすことがない値。

検出：「検出」とは、報告下限値以上の濃度で検出されたものを指す。

2 定期モニタリング調査

前年度までに確認された汚染地点である39市町村225井戸について調査を行った。その結果、ひ素やテトラクロロエチレン等の物質が環境基準を超過した。

定期モニタリング調査結果

調査項目	調査井戸数	環境基準超過井戸数	環境基準超過井戸の測定値 (mg/l)
鉛	2 (2)	0 (0)	—
砒素	42 (38)	30 (24)	0.011 ~ 0.24
四塩化炭素	19 (19)	2 (4)	0.0048 ~ 0.013
1,1-ジクロロエチレン	2 (4)	1 (0)	0.026
シス-1,2-ジクロロエチレン	2 (2)	0 (0)	—
1,1,1-トリクロロエタン	10 (10)	0 (0)	—
トリクロロエチレン	24 (36)	2 (3)	0.058 ~ 0.19
テトラクロロエチレン	44 (52)	24 (25)	0.013 ~ 0.87
セレン	1 (1)	0 (0)	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	123 (112)	89 (84)	11 ~ 85
ふっ素	1 (1)	1 (1)	7.7

(注) ()内は平成19年度結果

3 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において環境基準を超過または検出した地点の周辺14市町村75井戸で水質調査を実施した。

(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素、ふっ素については環境基準を超過した場合のみ実施した。)

その結果、ひ素が1井戸、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が13井戸で環境基準を超過した。)

汚染井戸周辺地区調査結果

(環境基準項目)

調査項目	調査井戸数	環境基準超過数	環境基準超過井戸の測定値 (mg/l)
鉛	5	0	—
砒素	31	1	0.012
1,1-ジクロロエチレン	11	0	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	11	0	—
トリクロロエチレン	4	0	—
テトラクロロエチレン	11	0	—
1,1,2-トリクロロエタン	7	0	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	28	13	11 ~ 40

表1 測定項目別測定地点数

測定項目	測定地点数	測定回数
カドミウム	92	1
全シアン	92	1
鉛	92	1
六価クロム	92	1
砒素	92	1
総水銀	92	1
ジクロロメタン	92	1
四塩化炭素	92	1
1,2-ジクロロエタン	92	1
1,1-ジクロロエチレン	92	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	92	1
1,1,1-トリクロロエタン	92	1
1,1,2-トリクロロエタン	92	1
トリクロロエチレン	92	1
テトラクロロエチレン	92	1
1,3-ジクロロプロペン	22	1
チウラム	22	1
シマジン	22	1
チオベンカルブ	22	1
ベンゼン	92	1
セレン	6	1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	92	1
ふっ素	92	1
ほう素	92	1

表2 市町村別測定地点数

市長村名	地点数	市長村名	地点数	市長村名	地点数
水戸市	6	潮来市	1	阿見町	1
日立市	6	守谷市	1	八千代町	1
土浦市	4	常陸大宮市	3	境町	1
古河市	4	那珂市	1		
石岡市	2	筑西市	5		
結城市	2	坂東市	1		
龍ヶ崎市	3	稲敷市	3		
常総市	4	かすみがうら市	2		
常陸太田市	3	桜川市	3		
高萩市	3	神栖市	2		
北茨城市	2	行方市	3		
笠間市	2	鉾田市	2		
取手市	1	つくばみらい市	1		
牛久市	1	小美玉市	1		
つくば市	4	茨城町	1		
ひたちなか市	4	城里町	3		
鹿嶋市	2	大子町	3	合計	92

別図 地下水質測定地点位置略図

